

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区下高井戸一丁目一〇番、最後の住所岩手県二戸市米沢字下村八番地一
一 被相続人 亡 吉田 和孔
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

岩手県二戸市福岡字上町一一番地福新スト
ア一階 橋本剛法律事務所
相続財産清算人 弁護士 橋本 剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市安積町成田字前畑九番地、最後の住所福島県郡山市安積町成田字前畑九五番地の一 被相続人 亡 古川 浩
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

福島県郡山市島一丁目一六番七号足立龍太
法律事務所
相続財産清算人 弁護士 足立 龍太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県高萩市春日町二丁目二六番地、最後の住所茨城県高萩市大字下手綱一五八一番地の二 被相続人 亡 小田 桂子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南
ビル二階 近藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 近藤 識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県みどり市大間々町高津戸九七三番地、最後の住所群馬県桐生市広沢町三丁目四二一〇番地の六 被相続人 亡 篠崎 誠
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

群馬県高崎市上中居町一六八七五 イツ
ミ高崎ビル二一B 館山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 館山 史明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市天神町一丁目二二三番地、最後の住所群馬県桐生市境野町六丁目五九九番地 被相続人 亡 宮森清一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

群馬県太田市小舞木町三八八 OKビルⅡ
三〇一 法律事務所フラット
相続財産清算人 弁護士 稲毛 正弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市芝二丁目四番地三、最後の住所埼玉県本庄市寿二丁目一四番一七号 被相続人 亡 内藤よし子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

埼玉県深谷市西島町二丁目一番三号宝栄深
谷ビル八階
相続財産清算人 弁護士 小屋野 匡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県飯能市大字井上四三二番地、最後の住所埼玉県飯能市大字井上四三二番地一 被相続人 亡 高野 守
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

埼玉県川越市南通町一番地五クリオ川越
番館一〇五号室
相続財産清算人 弁護士 関根 悠馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜須賀町追浜東町一丁目六八番地、最後の住所神奈川県横浜須賀町追浜東町一丁目六八番地 被相続人 亡 平田 綾乃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

神奈川県横浜須賀町小川町一三番地二〇横須
賀中央ビル七階A室
相続財産清算人 弁護士 高橋 健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区等々力二丁目三八番地一、最後の住所横浜市中区大倉山二丁目三七番一七 被相続人 亡 峰本 綾子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

横浜市中区海岸通四一〇一二YT馬車道
ビル四〇三
相続財産清算人 弁護士 戸張 雄哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市泉町七九〇番地、最後の住所神奈川県伊勢原市上粕屋一九三二番地の一花珠の家いせはら 被相続人 亡 小野美智孝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

神奈川県厚木市栄町一丁目一六番一二号
リアライズ厚木ビル五〇三号室 さかえ法
律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区塚越三丁目三八六番地一六、最後の住所神奈川県川崎市幸区塚越三丁目三八六番地一六 被相続人 亡 寺田 修身
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

川崎市高津区溝口一丁目一九番一〇号
グランデール溝ノ口七〇三 溝の口総合法
律事務所
相続財産清算人 弁護士 池本 一広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市泉町二丁目三七番地、最後の住所富山県富山市常盤台二番六〇号 被相続人 亡 種谷 幸子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

富山県富山市相生町七番九号
相続財産清算人 弁護士 吉田 洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市大曲上大町五番地、最後の住所山梨県中巨摩郡昭和町西条四六五番地 被相続人 亡 有明 幹子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月六日

山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号フオ
ワードビル四階けやき通り法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中村光太郎

第14期決算公告 令和8年7月6日

札幌市中央区南1条西4丁目16番地2

株式会社道銀地域総合研究所

代表取締役 高田 芳政

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資 産 部	流動資産	211,614
	固定資産	3,954
	合 計	215,568
負 債 部	流動負債	22,757
	固定負債	12,616
	資本	180,195
	剰余金	100,000
	利益剰余金	80,195
	準備金	5,800
	その他利益剰余金	74,395
	うち当期純利益	(5,453)
合 計		215,568